

【名 称】自由貿易試験区投資実務関連質問 Q&A(三)

【発布機関】中国(上海)自由貿易試験区管理委員会

【発布日】2013.10.23

【全文】

31、自由貿易試験区外に登録し、オフィスが区内にある又は区内に分支機構を設立した場合、自由貿易試験区の財政支援政策を享受できるか。

A: できない。登録住所及び所轄のいずれも自由貿易試験区内にある企業のみが財政支援政策を享受でき、分支機構に対する財政支援政策はまだない。

32、自由貿易試験区の企業登録住所は架空のものでもよいか。

A: 不可である。今回の商事登記制度改革は企業の登録登記管理に関係しておらず、従い、登録住所の要求は従来通りである。中国(上海)自由貿易試験区に登録する企業の登録住所は中国(上海)自由貿易試験区 28.78 平方キロメートル内の合法的な商用建物、工場建物、倉庫等でなければならない。2012 年改正の「企業登録住所規範化管理規定」の標準要求に従い、商業貿易企業に対して 20 平米を下回らない独立した空間の登録住所を提供し、且つオフィスの部屋番号は正しいものであり重複してはならない。企業の倉庫登録住所は 30 平米を下回らず、且つ倉庫部位は合理的に仕切られたものでなければならない。財産権証明上の同一住所(部屋番号、位置)の建物は 1 企業としての経営場所しか登記できない。

33、自由貿易試験区に内資会社を登録するための手順はどのようになっているか。

A: 第一ステップとしては名称認可となる。内資企業が設立を申請する場合、申請者は上海工商局のポータルサイト又は自由貿易試験区総合サービスホールにて名称仮認可手続きをすることができる。第二ステップとしては、「ワンストップ受理」窓口に資料を提出する。申請者は中国上海ポータルサイト又は自由貿易試験区ポータルサイトの「試験区投資実務直通車」欄にアクセスし、その要求に従い、関連資料を準備し、紙面の資料を試験区総合サービスホールのワンストップ受理窓口に提出し、ワンストップ受理窓口が統一的に資料を受取り、当日、各職能部門に転送する。第三ステップとしては、各部門が審査する。ワンストップ受理窓口から資料を受領した後、工商、質監、税務部門は政務エクストラネットネットワークの公共ネットワークプラットフォームで同時審査又は届出を行う。第四ステップとしては、統一された証書発行窓口で証書を受領する。各職能部門は審査完成後、各種の証書又は結果文書をワンストップ受理窓口に送達し、申請者はワンストップ受理窓口において一回で受領することができる。

34、自由貿易試験区に外資会社を登録するための手順はどのようになっているか。

A: 第一ステップとしては、名称認可である。外商投資企業が設立を申請する場合、申請者は上海工商局のポータルサイト又は自由貿易試験区総合サービスホールにて名称仮認可手続きをすることができる。第二ステップとしては、ネガティブリストと比較することである。申請者は中国上海ポータルサイト又は自由貿易試験区ポータルサイトの「試験区投資実務直通車」欄にアクセスし、そして「ネガティブリスト」欄にアクセスして比較しながら、記入、提出すべき届出又は審査許可資料の種類を確定する。第三ステップとしては、インターネットでの「ワンリスト申告」である。申請者は「外商投資企業設立」ページの「オンライン申請」欄にて申請情報を記入し、申請者による記入が完成後、申請者が記入した情報に基づき、各部門に提出すべきリストをオンラインで自動的に形成し、これをダウンロードしてプリントアウトすることができる。第四ステップとしては、「ワンストップ受理」窓口で資料を提出する。申請者は「ワンリスト申告」システムでプリントアウトしたリスト及び資料を持って自由貿易試験区ワンストップ受理窓口現場に提出し、ワンストップ受理窓口で資料を统一的に受領し、当日、各職能部門に転送する。第五ステップとしては、各部門にて審査(届出)を行う。ワンストップ受理資料を受取った後、自由貿易試験区管理委員会、工商、質監及び税務部門は政務エクストラネットネットワークの公共ネットワークプラットフォームを利用して同時審査又は届出を行う。第六ステップとしては、統一された証書発行窓口で証書を受領する。各職能部門は審査(届出)完成後、各種の証書又は結果文書をワンストップ受理窓口へ送達し、申請者はワンストップ受理窓口において一回で受領することができる。

35、自由貿易試験区における内資企業設立は区外とどんな違いがあるか。

A: ①試験区では条件付きの会社登録資本引受登記制を試行し、規定がある企業を除き、他は引受制を試行し、払込資本は登記せず、出資監査報告書も提出しない。

②試験区では条件付きの「営業許可証取得後の許可取得」登記制を試行する。営業許可証を取得した後、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。その他の許可が必要な経営項目への従事を申請する場合、営業許可証及び許可証又は許可文書を取得した上で、経営活動に従事しなければならない。

③試験区内では、企業年度検査制度から企業年度報告公示制度への変更を試行する。

④試験区では、経営異常名簿制度を構築する。所定期限に年度報告を公表しなかった又は登記した住所(経営場所)との連絡が取れない状況等にある企業を経営異常名簿に記載し、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表しなければならない。

⑤試験区では新営業許可証様式を試行する。

36、自由貿易試験区における外商投資企業設立は区外とどのような違いがあるか。

A:①試験区では条件付きの会社登録資本引受登記制を試行し、規定がある企業を除き、他は引受制を試行し、払込資本は登記せず、出資監査報告書も提出しない。

②試験区では条件付きの「営業許可証取得後の許可取得」登記制を試行する。営業許可証を取得した後、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。その他の許可が必要な経営項目への従事を申請する場合、営業許可証及び許可証又は許可文書を取得した上で、経営活動に従事しなければならない。

③試験区内では、企業年度検査制度から企業年度報告公示制度への変更を試行する。

④試験区では、経営異常名簿制度を構築する。所定期限に年度報告を公表しなかった又は登記した住所(経営場所)との連絡が取れない状況等にある企業を経営異常名簿に記載し、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表しなければならない。

⑤試験区では新営業許可証様式を試行する。

⑥外商投資参入はネガティブリスト届出制を試行する。外商投資参入特別管理措置リスト(ネガティブリスト)以外の分野について、試験区内の外商投資企業は、商務部門又はその授権を受けた機関へ届出を行い、登記機関へ設立登記申請を行う。

⑦外商投資広告企業は届出制を試行する。試験区内で外商投資広告企業の新設を申請する場合又は外商投資企業が広告経營業務の追加申請をする場合、投資者の主体資格、広告経営実績の条件制限を取消し、投資者の成立、運営の年数要求を取消す。